

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2022年度の業績および2023年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,331,849,475円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日（木曜日）

第2号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	就任予定の地位・担当
1	再任 さかき ばら さだ ゆき 社外独立 榊 原 定 征	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員
2	再任 おき はら たか むね 社外独立 沖 原 隆 宗	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
3	再任 か が あつ こ 社外独立 加 賀 有津子	取締役 報酬委員会委員	取締役 報酬委員会委員
4	再任 とも の ひろし 社外独立 友 野 宏	取締役 監査委員会委員長	取締役 監査委員会委員長
5	再任 たか まつ かず こ 社外独立 高 松 和 子	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長
6	再任 ない どう ふみ お 社外独立 内 藤 文 雄	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員
7	新任 ま なべ せい じ 社外独立 真 鍋 精 志	—	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
8	新任 た なか もと こ 社外独立 田 中 素 子	—	取締役 監査委員会委員
9	再任 もり のぞむ 森 望	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役社長
10	再任 いな だ こう じ 稲 田 浩 二	取締役 代表執行役副社長	取締役 (他の地位は未定)
11	新任 あら き まこと 荒 木 誠	執行役常務	取締役 (他の地位は未定)
12	再任 しま もと やす じ 島 本 恭 次	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)
13	再任 にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩	取締役 代表執行役副社長	取締役 監査委員会委員 (常勤)

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者 番号	スキルの保有状況								
	経営経験	ガバナンス・ リスクマネジメント	法務・ コンプライアンス	財務・会計	テクノロジー	産業政策	広報戦略	グローバル 経験	販売・ マーケティング
1	○	○			○	○		○	
2	○	○		○				○	○
3					○	○			○
4	○	○			○			○	
5	○						○	○	
6		○		○					
7	○	○							
8		○	○						
9	○				○	○			
10	○				○	○			
11	○	○			○				○
12	○				○				
13		○		○					

各スキルの詳細

当社の経営理念、中期経営計画および重点課題等を踏まえ、当社の経営監督に必要なスキルを選定しております。各スキルの詳細は、以下のとおりであります。

経営経験	会社役員としての経営経験を踏まえた、「ゼロカーボンビジョン2050」等の中長期的な経営戦略、人財・組織運営等の経営全般に対する監督
ガバナンス・ リスクマネジメント	ガバナンスの確立、レジリエントな事業基盤構築、サプライチェーンを含む事業活動全般に係るリスクマネジメントの体制・運用状況に対する監督
法務・ コンプライアンス	事業活動における法務・コンプライアンスの観点からの専門性に基づく監督
財務・会計	正確な財務報告や、財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、適切な株主還元を実現するための財務戦略や資本政策等に対する監督
テクノロジー	発電事業等における安全最優先かつ効率的な運営、水素等の最新技術動向の把握・利活用、DX・サイバーセキュリティ対策の取組み等に対する監督
産業政策	エネルギー政策の動向等への適切な対応、地方自治体等の地域のみなさまからの信頼獲得、地域活性化に向けた取組みに対する監督
広報戦略	広範なステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化、信頼獲得に向けた取組みに対する監督
グローバル経験	海外投資や海外企業との協働に対する監督
販売・ マーケティング	電力販売にとどまらない新たな価値・サービスの提供等による収益力向上に向けた取組みに対する監督

取締役会の役割および構成に関する考え方

取締役会は、多様で幅広いステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、「執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」、「独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うこと」が主要な責務と考えております。

これらの責務を果たすため、取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

この考えに基づき、取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制とし、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により構成いたします。

また、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、取締役会を構成する取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長は独立社外取締役といたします。

なお、社外取締役の独立性は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、判断いたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

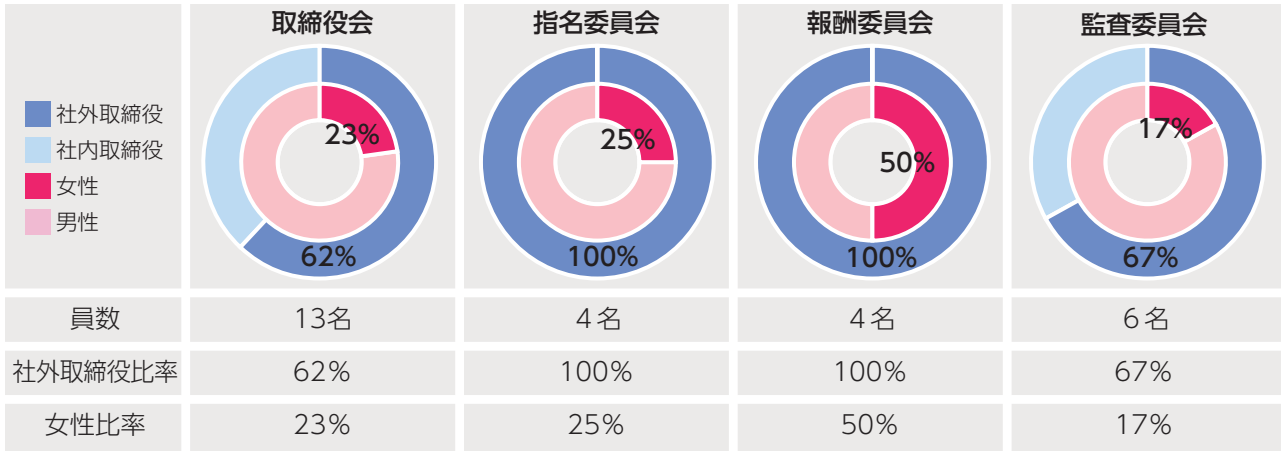
当社取締役には、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、率先して、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律することを求めています。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うため、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



指名委員会	榊原定征（委員長）、沖原隆宗、高松和子、真鍋精志
報酬委員会	高松和子（委員長）、榊原定征、加賀有津子、真鍋精志
監査委員会	友野 宏（委員長）、沖原隆宗、内藤文雄、田中素子、島本恭次、西澤伸浩

社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 5,600株
 当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長
 2010年6月 同社 代表取締役会長
 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
 2014年6月 東レ株式会社 取締役会長
 2015年6月 同社 相談役最高顧問
 2017年6月 同社 相談役
 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
 2018年6月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
 2020年6月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (7/7回)
- ・報酬委員会
100% (2/2回)

取締役在任年数

3年 ※本総会最終結時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

特に、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、取締役会長および取締役会議長として、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みについて厳正な監督・指導をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

なお、榊原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※榊原氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。



■略歴、地位および担当

2004年 5月 株式会社UFJ銀行 代表取締役頭取
 2004年 6月 株式会社UFJホールディングス 取締役
 2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 常務執行役員（2008年4月 退任）
 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 代表取締役副頭取
 2008年 4月 同社 代表取締役副会長
 2010年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 代表取締役会長（2014年6月 退任）
 2014年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問
 2014年 6月 当社 社外取締役
 2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（行名変更）（現在に至る）
 2020年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]
 2022年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・監査委員会委員]（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100%（14／14回）
- ・指名委員会
100%（7／7回）
- ・報酬委員会
100%（1／1回）
- ・監査委員会
100%（11／11回）

取締役在任年数

9年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役
- ・一般社団法人日本ABC協会 会長

●取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2014年6月以降、社外取締役として幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただくとともに、2022年6月以降、監査委員会委員としても、企業経営経験者としての視点から監査の方針等について合理的かつ有益な提言を行うなど、委員会の議論の活性化と機能強化に尽力いただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験と識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、沖原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※沖原氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

か が あ つ こ
加賀 有津子
(生年月日) 1963年9月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 株式会社プラス・ワン 取締役 (1989年 3 月 退任)
2002年 4 月 大阪大学大学院工学研究科 助教授
2007年 4 月 同大学院工学研究科 准教授
2009年 4 月 同大学院工学研究科 教授 (現在に至る)
2019年 6 月 当社 社外監査役
2020年 6 月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員・監査委員会委員]
2022年 6 月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

■重要な兼職の状況

・大阪大学大学院工学研究科 教授

会議出席率

- ・取締役会
93% (13/14回)
- ・報酬委員会
100% (2/2回)
- ・監査委員会
100% (4/4回)

取締役在任年数

3年 (他に監査役1年)
※本総会終結時

●取締役候補者とした理由

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、2019年6月以降は社外監査役として、また、2020年6月以降は社外取締役として、学識経験者の幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※加賀氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

とも の ひろし

友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2005年 6 月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社 代表取締役副会長
2015年 4 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
2020年 6 月 同社 社友（現在に至る）
2020年 6 月 当社 社外取締役〔監査委員会委員長〕（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (15/15回)

取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、友野氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※友野氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

た か ま つ か ず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2003年4月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
代表取締役
2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長 (2012年3月 退職)
2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長
2020年4月 同財団 業務執行理事 (2020年6月 退任)
2020年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]
2022年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]
(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (7/7回)
- ・報酬委員会
100% (1/1回)

取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

●取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社 (現・ソニーグループ株式会社) の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

1990年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
1997年 4 月 同大学経営学部 教授
1999年 4 月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年 4 月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2006年 4 月 甲南大学経営学部 教授（現在に至る）
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (14/14回)
・監査委員会
100% (15/15回)

取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・神戸大学 名誉教授
・甲南大学経営学部 教授

●取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務およびコーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、内藤氏が現在または過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※内藤氏の2022年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

ま な べ せい じ

真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴、地位および担当

2012年 5 月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
 2016年 6 月 同社 取締役会長
 2021年 6 月 同社 相談役（現在に至る）

■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

なお、真鍋氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

8

た な か も と こ

田中 素子

(生年月日) 1958年4月22日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2019年7月 神戸地方検察庁 検事正 (2020年9月 退官)
2020年11月 弁護士登録 (現在に至る)

■重要な兼職の状況

- ・片山・平泉法律事務所 客員弁護士
- ・株式会社京都銀行 社外監査役

●取締役候補者とした理由

神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活動しており、法曹として経験豊富であり、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営監督の経験もあり、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

田中氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もり のぞむ

森 望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当社株式の所有数 4,450株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社
2018年6月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
2019年7月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
需給企画・電力取引部門統括
2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
地域エネルギー本部長
2020年6月 当社 執行役員常務
2021年6月 当社 取締役代表執行役副社長
2022年6月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

・日本原子力発電株式会社 取締役

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、当社グループの経営を担い、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、自ら先頭に立って、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの重要な経営課題に関する議論をリードし、適切な経営監督を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しており、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

いなだ こうじ

稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当社株式の所有数 20,100株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1984年4月 当社入社
2013年6月 当社 執行役員総合企画本部副本部長、
C S R ・ 経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2015年6月 当社 執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、
総合企画本部副本部長、C S R ・ 経営管理部門統括、
原子力・安全品質推進部門統括
2016年6月 当社 常務執行役員経営企画室担当、I T戦略室担当
2018年6月 当社 取締役常務執行役員
2019年6月 当社 代表取締役副社長執行役員
2020年6月 当社 取締役代表執行役員副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、立地室担当

会議出席率

・取締役会
93% (13/14回)

■重要な兼職の状況

- ・東洋テック株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

主にI T部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、電力需給・取引推進室担当、I T戦略室担当、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、行為規制担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月以降、取締役代表執行役員副社長として当社グループの経営を担っております。

また、「ゼロカーボンビジョン2050」やエネルギー関連の政策動向を踏まえた、電源ポートフォリオや原子力事業に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

さらに、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

あら き

荒木

(生年月日) 1963年2月15日

まこと

誠

新任

当 社 株 式 の 所 有 数 8,400株

当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員 I T戦略室長
2017年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年 6 月 当社 執行役員
同社 代表取締役社長
2019年 4 月 当社 執行役員
株式会社オプテージ 代表取締役社長（社名変更）
2021年 6 月 当社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T戦略室担当

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数 20,902株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当ならび

1983年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年 6 月 当社 常務執行役員火力事業本部長
2017年 6 月 当社 取締役常務執行役員
2020年 6 月 当社 執行役常務
2021年 6 月 当社 取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (15/15回)

■重要な兼職の状況

- ・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営を、また、監査委員会委員として監査を担っております。

また、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 21,500株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社
2016年6月 当社 執行役員経理室長
2019年6月 当社 常務執行役員調達本部長、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
2020年6月 当社 執行役常務
2022年6月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
コーポレート業務全般、行為規制担当、調達本部長、
経理室担当

会議出席率

・取締役会
100%（11／11回）

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任し、2022年6月以降は、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、当社グループの資本政策や財務戦略に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

さらに、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の徹底に力を尽くしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

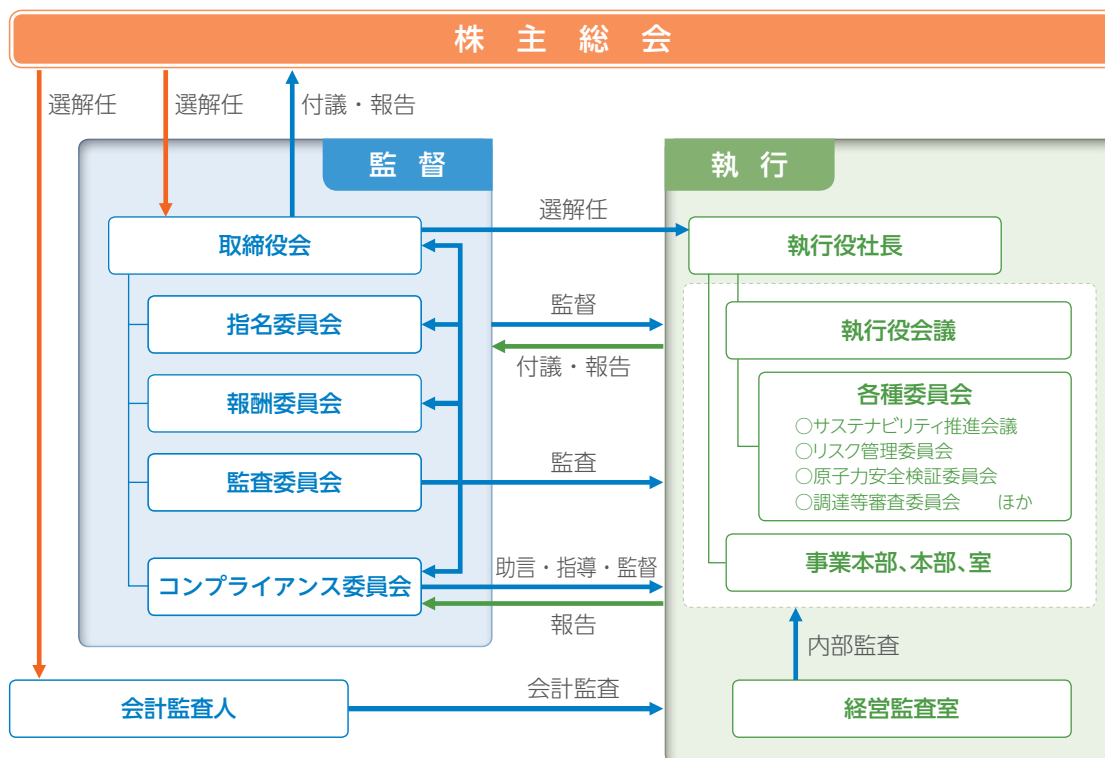
- (注) 1. 榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた取組みの実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ①金品受取り問題等について
- 当社は、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題について、2020年3月14日に、第三者委員会の調査報告書を受領し、当社グループの役職員による金品の受取り、不適切な発注行為等およびガバナンスの脆弱性が認められました。
- また、第三者委員会の調査報告書において、一部の役員の退任後、囑託等の業務を委嘱する際の報酬について、「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分」や「過去の経営不振時の役員報酬削減分」を補填する趣旨が含まれていると指摘されました。
- これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年3月30日に、再発防止に向けた業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。
- その後、当社やグループ会社3社における追加の事実が判明し、同年10月6日に、電気事業法第106条第3項に基づく追加報告を行いました。
- さらに、当社は、2022年4月、コンプライアンス委員会から、金品受取り問題に係る当時の個別の発注プロセス等においてコンプライアンス上の問題があった旨の指摘を受けました。
- ②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
- 当社は、2023年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。
- ③新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
- 2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外的小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し、活用していたことが判明しました。
- ※②③の事案の経緯、原因および再発防止については、「(ご参考)コンプライアンスに関わる不適切な事案の詳細について」を参照ください。
5. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれており、自主回収を行った事実がありました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、沖原隆宗氏は9年、榊原定征、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は3年であります。
- なお、加賀有津子氏は、社外取締役の就任以前に社外監査役であり、在任年数は1年であります。
7. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において真鍋精志および田中素子の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役候補者である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄、森望、稲田浩二、荒木誠、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において真鍋精志および田中素子の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。

加えて、コンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを重く受け止め、業務改善計画に掲げる再発防止の取組みとして、組織風土の改革や内部統制の抜本的な強化等を行うとともに、一連の改革の実効性を高めるべく取締役会等の外部人材を活用した検証を行ってまいります。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項」に記載しております。

〈株主(30名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(30名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(30名)の議決権の数は、509個であります。

第3号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「当社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「当社は、人類生存の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱炭素・脱原発化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。」に変更する。

▼提案の理由

IPCC第6次評価報告書によれば、近年の世界平均気温は、産業革命頃より1.09℃上っている。高排出シナリオの場合2100年の海面上昇は1mを超えとも予測され、島嶼国や、低地への影響・リスクが大きい。また、熱波や大雨など極端な気象の頻度が既に増えており、気温とともに頻度も増えるとしている。

日本のCO₂排出量の4割は発電に由来し、電源の脱炭素化が急務である。当社は、CO₂排出を2050年までに全体としてゼロとする目標を定めたが、2030年削減目標は示していない。また、原発依存を続け、新型炉開発等を目指しているが、ウクライナでは原発が軍事目標となるリスクが顕在化した。また事故や放射性廃棄物管理のコスト・リスクを将来世代に押し付け、世代間不公正を生んでいる。脱炭素・脱原発は、こうした不公正への関与をなくし、当社の信頼と事業の予見性を回復することにも繋がる。そこで「事業目的」の明確化を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしており、2025年度には2013年度比で、発電によるCO₂排出量の半減を目指してまいります。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

この一年、当社が主導権をとったカルテルや、送配電部門契約情報不正閲覧、また施工管理技術者試験不正などの不祥事が報じられた。金品受領問題以降、コンプライアンスよりも、業績や事業活動を優先する内向きの企業体質に根本的な原因があることを克服できていない。そこで、株主総会の審議内容を公開することを提案する。総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、対話の基本的な条件である。総会の討議内容を、欠席した株主や役員も、議事録より確認できることも重要である。現在作成されている議事録は役員の発言を要約したものであり、株主の質問が具体的に記載されていない。そのため議事録の改善を求める。

また、議事録開示の手続きは煩雑で、株主でない市民には入手することができない。総会内容は当社の株主と市民に対しても開示する必要がある。これは情報公開につながり当社への信頼を回復することにもつながるものである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第40条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社の電力自由化に反するカルテル主導、顧客情報の不正閲覧など不祥事への不信を解消するためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「統合報告書2022」で「徹底してお客さま視点に立ち」「多様化するお客さまニーズに寄り添い」、「情報発信やステークホルダーとのコミュニケーションによる当社事業への理解獲得」など取り組むとしているが、具体的な対話件数や評価向上に関わる目標、実施状況は示されていない。更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

また、最高意思決定機関である株主総会で役員の答弁へ再質問が出来ず対話が深まらない。

当社は、株主総会以外での直接対話も忌避している。

役員は、法的要求を満たしているから問題ない旨の答弁をしてきたが、市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示と対話を重要と考えており、2021年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみなさまとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第41条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

設備を支えるのは人であるが、成果型賃金体系は現場の成果改善・努力と乖離している。「カイゼン」の理念に反した不合理なコスト削減と、業務外注化で技術の継承が困難になっている。賃金が長期間ほとんど上がらない閉塞状況は、優秀な人材確保に支障をきたし、従業員のやりがい、モチベーション低下を引き起こしている。また、協力会社の工事力低下も、災害対応や突発的な工事への敏速な対応を困難にしている。今後、「ミレニウム世代」や「Z世代」と称されるサステナビリティ（持続可能性）を重視する世代の獲得・活用が課題である。人的資本への投資が求められている。

高齢労働者の再雇用について、賃金が極端に低下する待遇の不平等がある。不適切な合理化により、精神疾患の件数は減らず、障害者にも差別的待遇が残っている。この状況を改善しなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、中期経営計画におけるE S Gの主な取組みでお示ししているとおり、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化および人材育成・確保の強化を重要と考えており、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりました。引き続き、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、従業員と経営層との間でのコミュニケーションを深めるなど、従業員一人ひとりの意欲・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがいまして、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第42条 本会社の社会的責任を果たすため、国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、営業運転をやめるとともに他社からの石炭火力による電力調達を行わない。

▼提案の理由

I P C Cの第6次評価報告は、気候変動は人類の活動に依ることに疑いの余地はないとしている。気候危機の克服が世界及び日本の喫緊の課題となっている。2050年にはCO₂排出ゼロを達成する為には2030年時点の大幅削減がいよいよ重要となっている。中でも、石炭火力は発電量あたりのCO₂排出量が大きく、PM2.5や水銀などによる大気汚染が問題視されている。地域社会への影響が大きいため、継続的に訴訟リスクを伴う。

そのような中、当社はグループ全体で国内外の石炭火力発電所を運転し、石炭火力由来の電気を購入し続けている。世界が目指すS D G s（持続可能な開発目標）の気候変動対策の行動から大きく逸脱しているといわざるを得ない。気候変動により、集中豪雨や大型台風による被害がさらに大きくなることが予想され、電力インフラへのリスク、対策コストはますます大きくなり、市民や株主の利益を損なうものとなっている。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、当社グループとして策定した「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合し、かつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、既設石炭火力については、国の政策動向を踏まえて、適切に対応していくとともに、「ゼロカーボンロードマップ」に則り、ゼロカーボン燃料の活用やCCUS技術（排ガスからCO₂を回収し、有効利用または地中に貯留する技術）の導入など様々な検討を進めております。

他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組みを進めております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、男女別賃金や管理職における男女比など性差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

当社も参加するSDGsは「ジェンダー平等」について、「政治、経済、公共分野あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会確保」を求めている。政府、社会における女性の参画を推進している。最も男女間格差の大きい賃金については、2022年7月から、企業に男女別賃金水準の公表が義務付けられた。

当社でも女性の役職比率を2030年に6.3%（2018年2.1%）を目標にしてきたが、2021年の実績は2.9%である。3年で0.8%の伸び率では、2030の目標達成は困難である。女性の昇格が遅い傾向があり、役職付きの女性も少ない。賃金差別だけでなく、あらゆる性差別の解消、参画機会の均等化が求められる。

当社が率先して差別への取組と実態を開示することで、当社の社会的責任に対処する意思を示せる。より優秀かつ多様な人材を確保することにより、企業価値を高めることにもなる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員とのさらなる活躍という観点では、従来より掲げている「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

〈株主(98名)からのご提案(第9号議案から第16号議案まで)〉

第9号議案から第16号議案までは、株主(98名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(98名)の議決権の数は、868個であります。

第9号議案 取締役解任の件 (1)

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森 望

▼提案の理由

当社は元役員の金品受領問題を契機にコンプライアンスの徹底をはかっているはずである。しかし、信頼を裏切る行為を重ねている。中国電力、中部電力、九州電力の3社に対し営業地盤を超えて企業向け電力を販売しないとする独占禁止法違反のカルテルを持ち掛けて結んでいたと公正取引委員会に申告したと報じられている。また、多くの社員が違法性を認識しながら競合他社の顧客情報を不正に閲覧し営業活動に利用していた。金品受領問題でもコンプライアンス委員会から土砂処分等において高値発注を指摘されながら、元役員に損害請求をしない判断をし、責任を免罪している。これら一連の不祥事の責任を経営トップとしてとる必要がある。

また、今年末までに「使用済み核燃料中間貯蔵施設」の県外での立地点確定ができない場合、美浜3号、高浜1、2号の運転を停止することを約束している。しかし、何ら具体的な説明ができない状況が続いていることも看過できない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、2021年3月に策定した経営理念のもと、「関西電力グループ中期経営計画(2021-2025)」に掲げた取組みをグループ一丸となって進めております。

独占禁止法違反や電気事業法違反等のコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいる状況に対し、自ら先頭に立って再発防止策の策定・実行等に対応しており、ガバナンス改革やコンプライアンス推進等の諸改革についても、その徹底に力を尽くしております。

その中で、安全・安定運転を大前提とした原子力7基体制の確立や原子燃料サイクルの確実な推進を含む経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第10号議案 取締役解任の件 (2)

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 佐々木 茂夫

▼提案の理由

当社は2019年の金品授受問題の発覚後、コンプライアンス研修の実施と独立したコンプライアンス委員会設置など実効性のあるガバナンス体制の構築に努め、コンプライアンスポリシーには情報の目的外利用はしない、役員は率先して問題解決、再発防止等に努める、と宣言している。ところが、2019年11月から1600人を超える社員らが、15万件以上の子会社が持つ競合他社の顧客情報を不正に閲覧していた。アンケートによると、社員の4割は違法性を認識した上で不正な閲覧行為を行っていた。法令を知識として認識したうえで、脱法行為を重ねていたことが問題である。これらは偏に金品授受問題で経営トップに「金銭は預かったものと主張せよ」などと立件されないよう対策指南をしていた元大阪高検トップの佐々木茂夫取締役が、賢く脱法することを是認する企業風土を先導しているからに他ならない。

佐々木茂夫取締役の解任を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、法曹や経営監督における豊富な経験に基づき、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うとともに、監査委員会の委員として、取締役および執行役の職務執行の監督を的確に遂行しております。

したがいまして、解任すべき事由はありません。

なお、解任の対象とされている取締役は、本株主総会終了の時をもって退任いたします。

第11号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 取締役、執行役の報酬個別開示

第44条 社外取締役、取締役の報酬を個別開示する。

第45条 執行役の報酬を個別開示する。

第46条 特別顧問、顧問等、取締役退任後の嘱託契約者の報酬を個別開示する。

第47条 報酬委員会の「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を公開する。

▼提案の理由

当社の法令違反が止まらない。原発推進にかかわる金品授受、元副社長の所得税追徴金の肩代わり、役員報酬のこっそり補填問題、電力販売にかかわるカルテルで独占禁止法違反、施工管理技士の国家資格を不正取得、新電力会社の顧客名簿の不正閲覧などがこの数年で明らかになった。その度に役員は謝罪し、対策防止策を発表してきたが、コンプライアンス推進室は不正を未然に防ぐことはできなかったし、経営理念の「あたりまえを守り、創る」「公正、誠実」も絵に描いた餅だ。当社の社会的信頼は地に落ちている。経営方針を決定する取締役と業務執行の執行役は信頼回復に向けて多大な責任を負っている。不正の関電から透明性のある開かれた関電に舵を切らなければならない。そのためには報酬の個別開示が必要だ。そして森本孝氏や豊松秀己氏のように、あたかも非難を回避するが如き取締役退任後の優遇処遇について、その職の報酬個別開示を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、事業報告において、取締役と執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額、社内取締役の個別報酬額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。

加えて、コーポレートガバナンス報告書において、社内取締役および顧問等の個別報酬額を開示しております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第12号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 変化する電気事業環境にふさわしい業界団体の設立

第48条 地域独占事業下で設立された電気事業連合会を解散する。

第49条 電力自由化にふさわしい、電気事業に関わるすべての企業に開放された業界団体を設立する。

▼提案の理由

1952年に設立された電事連は、電力自由化された今日、旧弊の組織となっている。昨年発覚した独占禁止法違反カルテルは象徴的な案件である。この事件は電事連が「地域独占」時代の遺物のような業界団体であることを露わにした。2016年に始まった電力自由化は、市場全体を活性化させ、消費者の利益に繋げ、電力産業全体で成長産業化を目指すものであったはずだ。ところが、原子力に依存する電事連加盟各社が電力の成長産業化を阻害する方向に働いている。各社がそろって顧客情報の不当閲覧事案を起こしていたことでも明らかだ。電事連は、関西電力の不祥事案件以降「原点は社会との信頼関係」であること、「法令遵守はもとより、誠実かつ公正で透明性のある事業の展開」として行動指針を策定したが、真逆の展開になっている。いまや原子力の広報部門と化している電事連を解散し、新たな電気事業者総体の業界団体を設立する必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

電気事業連合会の解散や新団体の設立は当社単独で実施できる事項ではないと考えております。

電気事業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、電気事業連合会の目的である「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」に変わりなく、同会は引き続き必要と考えております。

また、同会は、独占禁止法違反に係る事案を受け、独占禁止法遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底していくことを公表し、対応を進めていると認識しております。

したがいまして、ご提案の内容を当社の定款に定めることに反対いたします。

第13号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第111章 原発事故時の避難計画研究・検討会

第50条 当研究・検討会は自治体が作る原発事故時の避難計画を実効性あるものとする目的で研究・検討するものとする。

第51条 当研究・検討会の委員の構成は、自治体、及びP A Z（原発から5km圏内）・U P Z（5kmから30km圏内）の自治体の住民と、当社や原発利権と利害関係のない有識者、そして当社の安全対策担当とする。

第52条 当社は、当研究・検討会から求められる情報はすべて開示する。

第53条 当研究・検討会の承認が無ければ当社は原発を稼働しない。

▼提案の理由

ロシアのウクライナ侵攻は原発の危険性を改めて印象付けた。

きな臭い昨今、多数の原子力施設を抱える日本に於いても他人事ではない。ましてや60年を超える老朽原発の運転を良しとする危険な状況は拡大するばかりだ。

原発の運転に必須の原発事故時の避難計画は未だ明確な基準も無く、福島原発事故の経験がありながら知見が反映されることもなく、実効性の乏しいものでしかない。コロナ禍や他の自然災害の多発など、複合的な災害に見舞われる可能性を真剣に研究・検討するべきだ。避難計画の作成を地方自治体に丸投げするのではなく、電力会社を中心となって、時間とお金をかけて、頭脳を結集し、具体的な調査をしたうえで、実効性のあるものを提示するべきだ。

未だに安全神話にすがり、目先の金もうけのために脱法行為に走る当社がなすべきことの一つが原発事故時の避難計画を実行性あるものとする、さもなければ原発の運転を停止することだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電については、安全確保を大前提に引き続き最大限活用してまいります。

避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携・協力し、国および自治体が新型コロナウイルス感染対策を含め、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めているものと承知しております。

当社は、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣、感染症対策資機材の貸与等、国および自治体に対し必要な協力をを行い、災害時のさらなる対応能力の向上に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第14号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 再処理の禁止

第54条 当社は危険でコストも高く、核兵器の材料ともなるプルトニウムを取り出す再処理を禁止する。

▼提案の理由

日本は現在46tものプルトニウムを所有している。「余剰プルトニウムは持たない」という国際公約もあり、再処理をする必要はない。六ヶ所再処理工場は1993年に着工、97年に完成するはずだった。しかし昨年12月には26回目の完工延期を発表、30年にわたる総工費は当初の4倍近い3兆2千億円までふくらんだ。

昨年7月には、ガラス固化建屋の廃液貯槽で約8時間冷却ができなくなった。冷却不能状態が続けば、高レベル放射性廃液が爆発して大事故に至る危険な状態だった。原因は作業員のミスだった。また今年2月には、IAEA（国際原子力機関）が監視している部屋の照明が切れて真っ暗になり、映像を監視できない状態になった。日本原燃にプルトニウムを扱う資格はない。

もんじゅが廃炉になり、核燃料サイクル計画は破綻している。30年の長きにわたって、再処理の放棄を決断できなかった取締役の責任は重大だ。再処理の禁止を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

再処理については、再処理工場およびプルサーマル炉等の稼動状況に応じて、必要な量だけ実施されるよう、使用済燃料再処理機構が計画を策定し、国により認可されております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第13章 脱原子力

第55条 当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

原子力事業は、再生可能エネルギーと比べて技術革新が遅い。投資や人材の確保が難しく、サプライチェーンの欠落など、厳しい状況を迎えている。欧米では新型炉の建設は、当初の予定より著しく遅れ、深刻なコストオーバーなどに見舞われている。日本は、原子力産業界からの要請で、岸田GX推進会議が、原子力発電所の60年を超え

る利用や、リプレースを認める強引で拙速な方針転換を行った。しかし高経年化対策やリプレースのための巨額の投資により、原子力発電所の費用対効果は下がる。また新型炉への巨額の投資は、再生可能エネルギーの普及などの地球温暖化対策をむしろ遅らせる。

当社は、資金、時間、能力などの見込みを非常に甘く見込んでいる。当社の経営者は、原子力発電にさらなる投資をするべきではない。将来的に困難になると予測される部門からは、すみやかに撤退すべきである。今こそ先見の明を必要としている。脱原発を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第14章 電力システム改革

第56条 当社は電力システムの改革推進のため、関西電力送配電の株式を売却し、所有権分離した別会社とする。

▼提案の理由

子会社である関西電力送配電の顧客情報を15万件以上も不正に閲覧していたことなどにより、当社は2ヶ月以上も営業活動を自粛した。2019年の原発マネー不正還流事件発覚以来、コンプライアンス意識の向上を目指してきたはずの当社だが、深刻な違反が次々と明らかになっている。

現在、送配電部門は分社化された「法的分離」であり、当社が送配電会社の株を100%所有していることが、法令違反を認識しながらグループ会社の利益を上げようという社員の違反行為につながった構造的な問題である。内閣府の有識者会議でも、送配電事業の中立性の問題と捉えるべきとして「所有権分離」を見据えた提言がまとめられた。

送配電会社が電力会社の子会社である「法的分離」ではその中立性、独立性を担保できない。最も深刻な法令違反をした当社が率先して、送配電会社の株式を売却して「所有権分離」を行い、真の電力システム改革を目指すことが必要だ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

電気事業法違反等を含むコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを真摯に反省し、信頼回復に向けて、コンプライアンスを徹底する企業グループへと再生を果たすべく、全力を尽くしてまいります。

本事案を踏まえ、託送情報に係る情報システムの物理的分割、内部統制の強化、組織風土の改革に取り組むとともに、取締役会としても特別監督を実施することで、公正な競争環境を確保していきます。こうした一連の改革に取り組むことで、送配電事業の中立性を確保してまいります。

なお、送配電事業のあり方については、当時の国の審議会等において、送配電会社の中立性の確保を前提に、電力の安定供給、社会コストなど様々な観点から検討され、法的分離されてきたものと認識しており、至近の国の審議会においても、所有権分離を行うことについて、慎重に検討する必要があると整理されております。

こうしたことも踏まえ、当社としては、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいりたく、送配電部門の売却等は考えておりません。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

〈株主(2名)からのご提案(第17号議案から第20号議案まで)〉

第17号議案から第20号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

第17号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。
(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならず、定款において、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示することを明確に示す必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなかったことにより、信用失墜を招いた。加えて、今般の電力販売におけるカルテルなど信頼を損なう事案が発生している。今後は、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を開示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、競争入札による調達価格の適正化に努めることを明確に示す必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、公正な事業活動や適正な情報開示を重要と考えており、2021年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」に掲げるとともに、グループの全役員が、本憲章の実践が自らの役割であると認識して率先垂範し、グループ全体への浸透を図っております。

本憲章では、「適時的確な情報公開・発信や、社会のみなさまとのコミュニケーションを一層推進し、社会に対する説明責任を誠実に果たすことを通じて、透明性の高い開かれた事業活動を行う」ことを掲げており、社外取締役や社外委員等の外部の客観的な視点による指導監督のもと、適切な情報開示を行ってまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第18号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第57条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化等による供給力確保に

最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。また、ゼロカーボン水素の導入に向けては、製造から輸送・供給、発電用燃料としての利用に取り組みます。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第19号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第58条 当社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

社員による新電力顧客情報の閲覧事案の発生は、自由・公正な競争を侵害し、関西電力に対する信頼を低下させることとなった。これは関西電力が子会社の関西電力送配電と共通のシステムを利用していたことも一因と考えられる。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電へ法的分離を行っているが、こうした事案を再度発生させないためには、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、公平かつ競争的な市場環境の実現を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

電気事業法違反等を含むコンプライアンスに関わる不適切な事案が相次いでいることを真摯に反省し、信頼回復に向けて、コンプライアンスを徹底する企業グループへと再生を果たすべく、全力を尽くしてまいります。

本事案を踏まえ、託送情報に係る情報システムの物理的分割、内部統制の強化、組織風土の改革に取り組むとともに、取締役会としても特別監督を実施することで、公正な競争環境を確保していきます。こうした一連の改革に取り組むことで、送配電事業の中立性を確保してまいります。

なお、送配電事業のあり方については、当時の国の審議会等において、送配電会社の中立性の確保を前提に、電力の安定供給、社会コストなど様々な観点から検討され、法的分離されてきたものと認識しており、至近の国の審議会においても、所有権分離を行うことについて、慎重に検討する必要があると整理されております。

こうしたことも踏まえ、当社としては、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいりたく、発電部門または送配電部門の売却等は考えておりません。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第20号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第16章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第62条 本会社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとする。

2 本会社は、第2条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、再生可能エネルギー由来のゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現を重要と考えており、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

しかしながら、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第21号議案から第25号議案まで)〉

第21号議案から第25号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第21号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(報酬等の開示)

第5条の3 社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中退任者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、令和4年度における報酬開示関連提案は、株主からの提案の中で高い賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高い。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また、不透明な退任後の支払いを防止するため、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を併せて個別に開示するとともに、定款記載事項として恒久化すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、事業報告において、取締役と執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額、社内取締役の個別報酬額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。

加えて、コーポレートガバナンス報告書において、社内取締役および顧問等の個別報酬額を開示しております。したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第22号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第59条 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、需要家に対する電力の安定供給の責任を果たすため、代替電源の創出、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、厳密に予測された電力需要のもと、真に需要が供給を上回ることが確実となるなど国民生活への多大な影響が避けられない場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的

稼働を検討する。

▼提案の理由

原発での過酷事故の発生は広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない状況も踏まえると、速やかに原発を廃止すべきである。

一方で、電気事業は高い公益性・公共性を有することから、需要抑制や代替電源の確保に努めた上でもなお、代替電源の欠損・著しい燃料高騰等により代替電源の安定確保や電気料金高騰の抑制が困難となり、市民の生活を守るため、やむを得ず原発を稼働させる場合も、必要最低限の範囲に限り、万全の安全対策を講じることは不可欠である。

また、国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに、本提案を実行し、十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電について、S（安全確保）＋3E（安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性）の観点から最大限活用が重要と考えており、その安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施しております。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。これまでも、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示された2017年度以降、全国各地で対話活動が進められ、2020年度から北海道の2町村で文献調査が開始されております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第23号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(安全文化の醸成)

第60条 当社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、原子力安全に係る理念を明文化するとともに、2021年3月に策定した経営理念の「大切にする価値観」においても安全を守り抜くことを掲げており、これらをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第24号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の禁止)

第5条の4 取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、指名委員会において当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。また、執行役についても、取締役に於いて厳正に審議し、業務運営を担うにふさわしい人物を選任しております。また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

第25号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役に於いては直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観

性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社であり、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築しております。取締役については、現下の経営課題に対処するために必要かつ適切な体制として、第2号議案として提案させていただいているとおり、社外取締役を過半数とする13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることに反対いたします。

〈株主(1名)からのご提案(第26号議案から第28号議案まで)〉

第26号議案から第28号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第26号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第61条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

ウクライナにおける武力紛争での原発への攻撃や福島原発事故を踏まれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。しかし、GX実現に向けた基本方針を受け、利用政策の観点から持続的な活用方策が示されたとして、原発の最大限の活用を講じていくとするなど、依然として原発依存からの脱却が目指されていない。

原発の最大限活用に向け、7基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、電力需要の低減に努めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの取組みを通じて、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭に置いた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適當ではないと考えます。

第27号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(発電事業の脱炭素化)

第63条 本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

▼提案の理由

電力業界の中で先駆けて、事業活動に伴う二酸化炭素排出を2050年までに全体としてゼロにすることを掲げているが、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

火力も含めた電源のゼロカーボン化への取組を進めているが、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き今後新規計画を行わない、というだけでなく、石炭火力発電所を新設しないことを明確な経営方針として掲げたうえで、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合し、かつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組みを進めております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第28号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(気候関連のリスクと機会の開示)

第64条 本会社は、パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

2 前項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

▼提案の理由

T C F Dに賛同署名し、2050年1.5℃上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されている。

しかし、気候関連リスクを踏まえた財務上の影響を把握するうえで、移行リスクや物理リスクの分析が十分であるとは言えず、1.5℃上昇シナリオについて、技術進展や技術遅延等、複数のシナリオを有するとともに、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ご提案の内容を重要と考えており、2019年5月にT C F D提言への賛同署名を行い、パリ協定の長期目標を踏まえて中長期にわたる気候変動に起因するリスク・機会を分析し、統合報告書等で積極的に情報を開示しております。なお、「関西電力グループ統合報告書2022」においては、事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとするための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」の内容を念頭に、シナリオ分析の前提条件や分析結果の妥当性、および分析結果を踏まえた当社グループの事業戦略等について十分な議論を行ったうえで、その内容を決定しております。

加えて、新たに「1.5℃シナリオ分析」や「財務インパクト」および「気候変動に関するリスク・機会の発現時期と影響度」を開示しており、今後も引き続き、外部環境の変化等を踏まえた分析を行うとともに、開示内容の充実に努めてまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

以上